

申請者記入欄	特殊車両通行許可申請書 認定 (新規・更新・変更) 年 月 日																										
	道路管理者八尾市 代表者 八尾市長 殿 〒□□□□-□□□□																										
	受付年月日 年 月 日	受付番号 八都土管特車第 号																									
	住所 氏名 担当者																										
	通行開始年月日 年 月 日 通行終了年月日 年 月 日 期間 月																										
	車両の形式 番号標に表示されている番号																										
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">積載貨物</th> <th colspan="2">品名</th> <th colspan="4">容積 (寸法)</th> <th colspan="2">特殊性</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>長さ</th> <th>重量</th> </tr> <tr> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	積載貨物	品名		容積 (寸法)				特殊性		幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	重量		mm	mm	mm						
	積載貨物		品名		容積 (寸法)				特殊性																		
		幅	高さ	長さ	幅	高さ	長さ	重量																			
		mm	mm	mm																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>通行区分</th> <th colspan="2">事業区分</th> <th colspan="2">車種区分</th> </tr> <tr> <td>1, 片道 2, 往復</td> <td>1, 路線 2, 区域</td> <td colspan="2">3, その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車種諸元</td> <td>幅</td> <td>高さ</td> <td>長さ</td> <td>総重量</td> <td>最小回転半径</td> <td>最大軸重</td> <td>最大輪荷重</td> </tr> <tr> <td></td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>mm</td> <td>kg</td> <td>mm</td> <td>kg</td> <td>kg</td> </tr> </table>	通行区分	事業区分		車種区分		1, 片道 2, 往復	1, 路線 2, 区域	3, その他			車種諸元	幅	高さ	長さ	総重量	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重		mm	mm	mm	kg	mm	kg	kg	
通行区分	事業区分		車種区分																								
1, 片道 2, 往復	1, 路線 2, 区域	3, その他																									
車種諸元	幅	高さ	長さ	総重量	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重																				
	mm	mm	mm	kg	mm	kg	kg																				
通行経路																											
特殊車両通行許可書 認定書 八都土管特車第 号 年 月 日 申請のとおり 許可 する。ただし、別紙の条件に従うこと。 認定 道路管理者 八尾市 代表者 八尾市長 山本 桂右 許可書の有効期間 自: 年 月 日 認定書 至: 年 月 日																											

通行経路記入欄

備考

〔Ⅰ〕申請者の記載要領

- 「許可・認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを○で囲むものとし、変更は〈 〉内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
- 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号を記載すること。
 「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあつては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。
- 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 「更新又は変更経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ／トレーラの台数を記載すること。
- 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。
 なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。
- 申請書には、次の書類及び図面(以下、「附属書類」という。)を添付すること。
 - 道路運送車両法による自動車検査証の写し
 - 車両の諸元に関する説明書
 - 経路図及び経路表
 - 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許証の写し
- 更新又は変更の場合にあつては、附属書類の一部を省略することができる。

〔Ⅱ〕許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項。

- 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 通行に際し、本証及び附属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 本証及び附属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

〔Ⅲ〕不服申立て

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法に定めるところにより、
 本証を受け取った日の翌日から起算して90日以内に 審査請求 に 異議申立て することができる。

※注意:カーボン紙で複写する場合は、片面カーボン紙を使用して下さい。